

鳥取県採石条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第93号

鳥取県採石条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県採石条例施行規則(平成16年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、別表及び様式の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び様式の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式(以下この条において「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式(以下この条において「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
(採石認可の申請書) 第3条 略 <u>2 採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)</u> <u>第8条の15第2項第10号に規定する書面は、採石跡地資金計画書(様式第2号)によるものとする。</u>	(採石認可の申請書) 第3条 略
(変更認可の申請等) 第4条 <u>法第33条の5第1項本文</u> の規定による申請は、認可計画変更認可申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。	(変更認可の申請等) 第4条 <u>法第33条の5第1項</u> の規定による申請は、認可計画変更認可申請書(様式第2号)を提出して行うものとする。
<u>2 法第33条の5第2項</u> の規定による届出は、認可計画軽微変更届(様式第4号)を提出して行うも	<u>2 採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)</u> <u>第8条の16の2第1項</u> に規定する軽微な変更は、 <u>別表に定める変更とする。</u> <u>3 法第33条の5第2項</u> の規定による届出は、認可計画軽微変更届(様式第3号)を提出して行うも

のとする。

(跡地防災保証)

第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証(以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる機関(債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない)と知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例(平成6年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された県土整備部の長又は鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の長。以下同じ。)が認めるものを除く。)が行うものとする。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

4 知事は、採石認可又は法第33条の5第1項の規定による変更の認可を行おうとするときは、あらかじめ跡地防災保証を行った機関の意見を聴くものとする。

(重大な認可計画の不遵守)

第6条 条例第9条第1項第2号ウの規則で定める重大な認可計画の不遵守は、当該認可計画に定める廃土、廃石又は脱水ケーキの積上げ高さを超えて、廃土、廃石又は脱水ケーキを堆積していることとする。

(業務報告等)

第7条 条例第11条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第8条 条例第13条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採石認可の基準)

第9条 条例別表第1の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置

のとする。

(跡地防災保証)

第5条 条例第6条第3号の規則で定める保証(以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる機関(債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない)と知事が認めるものを除く。)が行うものとする。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

(業務報告等)

第6条 条例第10条第1項の規定に基づく報告は、業務状況報告書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(認可状況の公表)

第7条 条例第12条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。

(採石認可の基準)

第8条 条例別表の1の項の基準の欄の(1)の規則で定める図面等は、5万分の1の縮尺の位置図、

図、見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図の写しとする。

- 2 条例別表第1の1の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。
- 3 条例別表第1の2の項の基準の欄の(1)の規則で定める方法は、試掘、溝切り（溝の切り開きをいう。以下同じ。）その他の知事が適当と認める方法とする。
- 4 条例別表第1の2の項の基準の欄の(3)の採取の期間は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間を超えないものとする。ただし、同表の項目のうち2項目以上に該当する場合にあっては、当該期間のうち最も短い期間を超えないものとする。

項 目	期間
1 直前認可期間（認可申請をした日の直前に受けた当該採石場の採石認可に係る採取の期間をいう。以下同じ。）内に条例第4条第3項の規定に違反して報告を行わなかったとき又は条例第9条第1項の規定に基づく命令を受けたとき。	4年
2 直前認可期間内に法第33条の13の規定に基づく命令を受けたとき。	3年
3 直前認可期間内に法第32条の10第1項又は第33条の12の規定による処分を受けたとき。	1年
4 直前認可期間内に法第33条の13の規定に基づく命令を受けた場合であって、当該命令に従わず、又は認可計画の不遵守を繰り返したとき。	
5 土地所有者その他採石を行う土地に関し第三者に対抗する権利を有する者との契約（以下「所有者等との契約」という。）、法令その他の事由により採取の期間が制限される時。	所有者等との契約、法令その他の事情により制限された期間

見取図、現況の実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図、丈量図及び不動産登記法（明治32年法律第24号）第17条に規定する地図の写しとする。

- 2 条例別表の1の基準の欄の(3)の規則で定める方法は、境界杭又は境界標識の設置その他の知事が適当と認める方法とする。
- 3 条例別表の2の項の基準の欄の(1)の規則で定める方法は、試掘、溝切り（溝の切り開きをいう。以下同じ。）その他の知事が適当と認める方法とする。
- 4 条例別表の2の項の基準の欄の(3)の採取の期間は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間とする。ただし、法令、土地所有者その他採石を行う土地に関し第三者に対抗する権利を有する者との契約その他の事由により、採取の期間が制限される時は、当該制限された期間を超えないものとする。

項 目	期間
1 認可申請を行う採石業者（以下「申請者」という。）が、当該認可の申請を行った日（以下「申請日」という。）前5年の間に採石を行っている場合	<p>ア 採取をする岩石が真砂土、その他これに類する風化した岩石（以下「風化岩石」という。）であり、かつ、当該採石場の面積が1ヘクタール未満であるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>3年。ただし、当該認可申請に係る跡地防災保証が第5条第1項第1号に掲げる者のもの（以下「協会保証」という。）であるときは、5年とする。</p> <p>5年</p>

	よる指導」という。)を受けておらず、かつ、申請日前2年の間、法による処分又は条例による指導を受けていないとき。		
	(2) 直前認可期間内に法による処分を受けておらず、かつ、申請日前2年の間、法による処分を受けていないとき((1)に該当するときを除く。)又は当該処分を申請日前2年の間には受けたが申請日前1年の間には受けていないとき。	ア 採取をする岩石が風化岩石であり、かつ、当該採石場の面積が1ヘクタール未満であるとき。	2年。ただし、当該認可申請に係る跡地防災保証が協会保証であるときは、3年とする。
		イ ア以外のとき。	3年
	(3) (1)及び(2)以外のとき。		1年
	2 1以外の場合		3年
5 条例別表第1の3の項の基準の欄の規則で定める方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とする。	5 条例別表の3の項の基準の欄の規則で定める方法は、試掘、溝切りその他の知事が適当と認める方法とする。		
6 条例別表第1の5の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採石施工計画(様式第6号)に定めるものとする。	6 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、採石施工計画(様式第5号)に定めるものとする。		
7 条例別表第1の5の項の基準の欄の(2)の規則で定める方法は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の採掘方法の欄に	7 条例別表の5の項の基準の欄の(2)の規則で定める方法は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の採掘方法の欄に定め		

定めるとおりとする。

略

8 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画(様式第7号)に記載するものとする。

9 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示する板その他の知事が適当と認める設備の設置とする。

10 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のウの規則で定める距離は、5メートル(採掘について森林法(昭和26年法律第249号)に基づく開発行為の許可(以下「森林開発許可」という。)が必要なときは、30メートル)とする。ただし、隣接地に道路、河川、鉄道その他の公共施設又は建物、墓碑その他の構築物が存するときは、岩石の流出を防止するための土堤、コンクリートよう壁その他の施設等で知事が適当と認めるものを設置する場合を除き、次の表の高低差の欄に掲げる区分に応じ、斜面(勾配が30度以上の土地をいう。以下同じ。)の下端から斜面に対して垂直方向に、それぞれ同表の距離の欄に定める距離を確保しなければならない。

高低差	距離
1 掘削区域又は従前の採石認可に係る最終掘削面の最も高い場所と斜面の下端の高低差(以下「斜面高低差」という。)が25メートル以上である場合	50メートル
2 1以外の場合	斜面高低差の2倍に相当する距離

11 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の角度の欄に定める角度とする。

略		
2 露天採掘で採取可能な岩石	(1)及び(2)	略
	(3) 風化岩石(真砂土その他これに類する風化した岩石)	略

るとおりとする。

略

8 条例別表の6の項の基準の欄の(1)に掲げる事項は、掘削作業計画(様式第6号)に記載するものとする。

9 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のアの規則で定める措置は、柵、境界の標識、危険区域を表示する板その他の知事が適当と認める設備の設置とする。

10 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のウの規則で定める距離は、次の表の隣接地の利用状況の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の距離の欄に定める距離とする。

隣接地の利用状況	距離
1 道路、河川、鉄道その他の公共施設が存するとき。	30メートル
2 宅地、墓地等で構築物が存するとき。	
3 採掘について森林法(昭和26年法律第249号)に基づく開発行為の許可(以下「森林開発許可」という。)が必要なとき。	
4 1から3までに該当しないとき。	5メートル

11 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のエの規則で定める角度は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の角度の欄に定める角度とする。

略		
2 露天採掘で採取可能な岩石	(1)及び(2)	略
	(3) 風化岩石	略

	をいう。以下同じ。)
(4) 略	
3 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める角度

12 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のオの規則で定める措置は、金網、土堤、石垣、コンクリートよう壁その他の知事が適当と認める施設の設置とする。

13 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

14 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める幅は、10メートルとする。

15 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

16 条例別表第1の6の項の基準の欄の(1)のコの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が定める高低差

17 条例別表第1の6の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、岩石運搬計画(様式第8号)に記載するものとする。

18 条例別表第1の6の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第9号)に記

(4) 略	
3 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める角度

12 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のオの規則で定める措置は、金網、土堤、石垣、コンクリートよう壁その他の知事が適当と認める施設の設置とする。

13 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のキの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差

14 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のクの規則で定める幅は、10メートルとする。

15 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のケの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差

16 条例別表の6の項の基準の欄の(1)のコの規則で定める高低差は、次の表の岩石の種類等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の高低差の欄に定める高低差とする。

略	
2 坑内採掘によらなければ採取が困難な岩石	採掘をする岩石の質、採掘方法等に応じて、知事が別に定める高低差

17 条例別表の6の項の基準の欄の(2)に掲げる事項は、岩石運搬計画(様式第7号)に記載するものとする。

18 条例別表の6の項の基準の欄の(3)に掲げる事項は、汚濁水等処理計画(様式第8号)に記載す

- 載するものとする。
- 19 条例別表第1の6の項の基準の欄の(3)のイの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(9) 略
- 20 条例別表第1の6の項の基準の欄の(4)に掲げる事項は、採取跡地整理計画(様式第10号)に記載するものとする。
- 21 条例別表第1の6の項の基準の欄の(4)のイの規則で定める措置は、のり面の整形、のり面の緑化、小段の設置、金網の設置、土堤の設置、石垣の構築、コンクリートよう壁の設置その他の知事が適当と認める保護工事を行う措置とする。
- 22 条例別表第1の7の項の基準の欄に掲げる事項は、廃土等堆積計画(様式第11号)に記載するものとする。
- 23 条例別表第1の7の項の基準の欄のアの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(7) 略
- 24 条例別表第1の7の項の基準の欄のオの規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(3) 略

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が鳥取県採石事務取扱要綱(以下「要綱」という。)で定める。

- るものとする。
- 19 条例別表の6の項の基準の欄の(3)のイの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(9) 略
- 20 条例別表の6の項の基準の欄の(4)に掲げる事項は、採取跡地整理計画(様式第9号)に記載するものとする。
- 21 条例別表の6の項の基準の欄の(4)のイの規則で定める措置は、のり面の整形、のり面の緑化、小段の設置、金網の設置、土堤の設置、石垣の構築、コンクリートよう壁の設置その他の知事が適当と認める保護工事を行う措置とする。
- 22 条例別表の7の項の基準の欄のアからキまでに掲げる事項は、廃土等堆積計画(様式第10号)に記載するものとする。
- 23 条例別表の7の項の基準の欄のアの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(7) 略
- 24 条例別表の7の項の基準の欄のオの規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(3) 略

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表(第4条関係)

項目	事項
1 採石場の区域	(1) 条例別表の基準の範囲内における当該採石場の区域の縮小 (2) 所有権その他当該採石場の区域内の土地に関する権利の変動 (3) 当該採石場の区域内の土地の地目の変更 (4) 当該採石場の区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 採取をする岩石の種類及び数量並びに採取の期間	(1) 採取をする岩石の数量の減少 (2) 採取の期間の短縮
3 採取をす	製品別内訳の変更

る岩石の用途	
4 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採取の期間内での工程の変更
5 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 条例別表の基準の範囲内における掘削区域の縮小 (2) 条例別表の基準の範囲内における掘削勾配の緩和（採取をする岩石の数量が減少する場合に限る。） (3) 条例別表の基準の範囲内における掘削用機械の数の増減、破砕若しくは選別のための施設、運搬用機械若しくは洗浄のための施設の位置の変更又はそれらの機械若しくは施設の規模若しくは能力の変更 (4) 条例別表の基準の範囲内における汚濁水処理施設、沈砂池、沈殿池その他の施設の能力の向上 (5) 条例別表の基準の範囲内、かつ、採石場の区域内における製品の堆積場所の変更 (6) 採石場の区域内における掘削のための作業の用に供する道路の位置の変更 (7) 法第32条の2第1項第2号の業務管理者の変更

様式第1号（第3条関係）

略 略

年 月 日

採石計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第1号（第3条関係）

略 略

年 月 日

採石計画認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 ㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

登録年月日及び登録番号
電話番号

採石法第33条の規定により、次のとおり採石計画の認可を申請します。

略	
9 廃土又は廃石 の堆積の方法及 び脱水ケーキの 処理の方法	略

注 略

添付書類 知事が要綱で定める書類

様式第2号（第3条関係）

採石跡地資金計画書

1 跡地の防災工事費用

工種	金額	備考
小段整形（排水対策等）	円	
小段植栽	円	円/㎡× ㎡
平坦地整地・埋戻し・植栽	円	円/㎡× ㎡
のり面整形	円	
のり面種子吹付け・植栽	円	円/㎡× ㎡
排水施設敷設	円	
その他（ ）	円	
計	円	

2 必要資金確保の計画

科目	金額	備考
自己資金	円	
借入金	円	
事業収入	円	円/㎡× ㎡
その他（ ）	円	
計	円	

注 「平坦地整地・埋戻し・植栽」欄は、他用途に利用するときは平坦地植栽不要と記載し、その理由を記載すること。

添付書類

- 1 許可申請直前の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- 2 知事が要綱で定める書類

登録年月日及び登録番号
電話番号

採石法第33条の規定により、次のとおり採石計画の認可を申請します。

略	
9 廃土又は廃石 の堆積の方法	略

注 略

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第3号 (第4条関係)

略 略 年月日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第1項本文の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

略

注 略

添付書類 略

様式第4号 (第4条関係) 略

様式第5号 (第7条関係)

業務状況報告書

年月日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県採石条例第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 採石施工計画 (様式第6号) のその2に施工実績を赤色で記載したもの
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに採石に当たって障害となった事項に関し、知事が要綱で定める資料

様式第6号 (第9条関係)

様式第2号 (第4条関係)

略 略 年月日

認可計画変更認可申請書

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

採石法第33条の5第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

略

注 略

添付書類 略

様式第3号 (第4条関係) 略

様式第4号 (第6条関係)

業務状況報告書

年月日

職 氏名 様

郵便番号

住所

申請者 氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録年月日及び登録番号

電話番号

鳥取県採石条例第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 岩石採取施工計画 (様式第5号) のその2に施工実績を赤色で記載したもの
- 3 災害の発生の有無、災害の内容及びこれに対して講じた措置並びに採石に当たって障害となった事項に関し、知事が必要と認める資料

様式第5号 (第8条関係)

採石施工計画

その1

略

その2

略

注 略

添付書類

- 1 掘削後の状況等を示す年次計画図面（平面図、横断面図、縦断面図等（掘削が段階をおって行われるときは、段階ごとのもの））
- 2 知事が要綱で定める書類

様式第7号（第9条関係）

掘削作業計画

その1

略

その2

略

その3

略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 知事が要綱で定める資料

様式第8号（第9条関係）

岩石運搬計画

略

注 略

添付書類 知事が要綱で定める書類

様式第9号（第9条関係）

汚濁水等処理計画

その1

略

その2

		措置等の内容	
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	汚濁水	略	略
	処理装置	略	
略		略	

採石施工計画

その1

略

その2

略

注 略

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第6号（第8条関係）

掘削作業計画

その1

略

その2

略

その3

略

注 略

添付書類

- 1 略
- 2 知事が必要と認める資料

様式第7号（第8条関係）

岩石運搬計画

略

注 略

添付書類 知事が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

汚濁水等処理計画

その1

略

その2

		措置等の内容	
採石場の区域外への汚濁水の流出防止措置	汚濁水	汚濁水	略
	処理装置	処理施設	
略		略	

注 略

添付書類

1 及び 2 略

3 知事が要綱で定める書類

様式第10号 (第9条関係)

採取跡地整理計画

その1

略

その2

略

注

1 「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するときは緑化の必要性の欄に不要と記載し、その理由を記載すること。

2 緑化の時期は、年次ごと又は掘削段階ごとに区分して示すこと。

添付書類

1 略

2 知事が要綱で定める書類

様式第11号 (第9条関係)

廃土等堆積計画

略	
洗浄施設等により生成される脱水ケーキ等への対応	略

その2

略

注 略

添付書類

1～3 略

4 知事が要綱で定める書類

注 略

添付書類

1 及び 2 略

3 知事が必要と認める書類

様式第9号 (第8条関係)

採取跡地整理計画

略

その2

略

注 「跡地の緑化」欄は、他用途に利用するときは緑化の必要性の欄に不要と記載し、その理由を記載すること。

添付書類

1 略

2 知事が必要と認める書類

様式第10号 (第8条関係)

廃土等堆積計画

略	
洗浄施設等により生成される脱水ケーキ(湿式の岩石破碎施設、粉砕施設等による水洗に伴い副次的に生じる汚濁水に含まれる微粒の汚泥等を含む汚濁水を脱水したものを用いる。以下同じ。)等への対応	略

その2

略

注 略

添付書類

1～3 略

4 知事が必要と認める書類

(鳥取県採石場安全対策審議会規則の一部改正)

第2条 鳥取県採石場安全対策審議会規則(平成17年鳥取県規則第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第12条第8項の規定に基づき、鳥取県採石場安全対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の除斥)</p> <p>第5条 委員及び特別委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に加わることができない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第11条第6項の規定に基づき、鳥取県採石場安全対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の除斥)</p> <p>第5条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に加わることができない。</p>

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第3条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																																																																																										
<p>別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)</p> <p>個別事項に係る事務処理権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">所 属 名 種 類</th> <th rowspan="3">事 項 内 容</th> <th colspan="6">事務処理権限の区分</th> <th rowspan="3">地方機関の 長の名称</th> </tr> <tr> <th colspan="2">専決権者</th> <th colspan="2">委任権者</th> <th rowspan="2">知事</th> <th rowspan="2">地方機関 の長</th> </tr> <tr> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>治 山 三の二 砂 防 課</td> <td>鳥取 県採石条例 (平成15年 鳥取県条例 第2号)に 基づく知事</td> <td>1 同条例第4条第 3項の規定による 災害発生時の報告の 受理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ 総合事務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 同条例第5条第 3項、第7条第3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	専決権者		委任権者		知事	地方機関 の長	部長	課長	部長	課長	略								治 山 三の二 砂 防 課	鳥取 県採石条例 (平成15年 鳥取県条例 第2号)に 基づく知事	1 同条例第4条第 3項の規定による 災害発生時の報告の 受理						○ 総合事務部長			2 同条例第5条第 3項、第7条第3							<p>別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)</p> <p>個別事項に係る事務処理権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">所 属 名 種 類</th> <th rowspan="3">事 項 内 容</th> <th colspan="6">事務処理権限の区分</th> <th rowspan="3">地方機関の 長の名称</th> </tr> <tr> <th colspan="2">専決権者</th> <th colspan="2">委任権者</th> <th rowspan="2">知事</th> <th rowspan="2">地方機関 の長</th> </tr> <tr> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>治 山 三の二 砂 防 課</td> <td>鳥取 県採石条例 (平成15年 鳥取県条例 第2号)に 基づく知事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 同条例第5条第 3項、第7条第3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	専決権者		委任権者		知事	地方機関 の長	部長	課長	部長	課長	略								治 山 三の二 砂 防 課	鳥取 県採石条例 (平成15年 鳥取県条例 第2号)に 基づく知事										1 同条例第5条第 3項、第7条第3						
所 属 名 種 類			事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称																																																																																	
				専決権者		委任権者		知事			地方機関 の長																																																																																
	部長	課長		部長	課長																																																																																						
略																																																																																											
治 山 三の二 砂 防 課	鳥取 県採石条例 (平成15年 鳥取県条例 第2号)に 基づく知事	1 同条例第4条第 3項の規定による 災害発生時の報告の 受理						○ 総合事務部長																																																																																			
		2 同条例第5条第 3項、第7条第3																																																																																									
所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称																																																																																			
		専決権者		委任権者		知事	地方機関 の長																																																																																				
		部長	課長	部長	課長																																																																																						
略																																																																																											
治 山 三の二 砂 防 課	鳥取 県採石条例 (平成15年 鳥取県条例 第2号)に 基づく知事																																																																																										
		1 同条例第5条第 3項、第7条第3																																																																																									

